

議案第19号

平成29年度愛西市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度愛西市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	10,070	戸
(2) 年間総給水量	3,000,000	m ³
(3) 一日平均給水量	8,219	m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	水道事業収益	493,693	千円	
第1項	営業収益	473,989	千円	
第2項	営業外収益	19,691	千円	
第3項	特別利益	13	千円	
		支	出	
第1款	水道事業費用	489,538	千円	
第1項	営業費用	472,214	千円	
第2項	営業外費用	15,020	千円	
第3項	特別損失	304	千円	
第4項	予備費	2,000	千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額188,534千円は、過年度分損益勘定留保資金168,575千円、当年度分消費税資本的収支調整額19,959千円で補てんするものとする。)

		収	入	
第1款	資本的収入		118,546	千円
第1項	分担金		9,058	千円
第2項	工事負担金		109,488	千円
		支	出	
第1款	資本的支出		307,080	千円
第1項	建設改良費		283,441	千円
第2項	企業債償還金		23,639	千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 75,820 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、5,337千円と定める。

平成29年2月28日提出

愛西市長 日 永 貴 章